

# 仕様書

## 1 品名及び数量

- (1) 品名  
ノート型パーソナルコンピュータ（環境事業部）
- (2) 数量  
21式

## 2 納入場所

一般財団法人広島市都市整備公社環境事業部内

- (1) 環境事業課（小町事務所 [広島市中区小町9番17号]） 8台
- (2) 管理課・業務課（出島業務センター [広島市南区出島二丁目21番14号]） 8台
- (3) 西部リサイクルプラザ管理事務所（広島市西区商工センター七丁目7番2号） 4台
- (4) 似島事業所（広島市南区似島町東大谷地先） 1台

## 3 納入期限

令和7年11月28日（金）

※「5 納入に当たっての設定等」も完了していること。

## 4 規格等

- (1) 新品に限る。
- (2) ノート型パーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」という。）の仕様は別紙のとおり。
- (3) パソコンは、法人向けとし回収再資源化料金を含めないこと。
- (4) パソコンは、その機種名等がメーカーのカタログ又はホームページ等で公開され、その内容を確認可能なものとする。
- (5) 「広島市役所グリーン購入方針」及び「広島市役所グリーン購入ガイドライン」に従うこと。
- (6) リカバリメディアを本公社に提供すること。
- (7) 通常の使用状態で、1年間以内にバッテリー駆動時間に著しく差異が発生するような場合には、新品と交換、またはバッテリー駆動時間等に関連した修繕を無償で行うこと。

## 5 納入に当たっての設定等

- (1) インターネット接続設定  
現在インターネットに接続してある既存パソコンと同じIPアドレス（固定IP）で、インターネットへの接続設定を行うこと。ただし、似島事業所については、他のパソコンと違うネットワークに属しているので注意すること。
- (2) 電子メール設定
  - ① アカウント設定  
Microsoft Office Outlook をメールソフトとして、既存パソコンと同じアカウントを設定してメールの送受信ができるようにすること。
  - ② データの移設  
既存パソコンから以下に掲げるデータをエクスポートして、新しいパソコンにインポートすること。
    - ア 受信トレイ
    - イ 送信済みアイテム
    - ウ 削除済みアイテム
    - エ アドレス帳
- (3) 発注者の提供するウィルス対策ソフトをインストールすること。
- (4) PDFファイルが無償で閲覧できる状態にすること。
- (5) 以下のとおり、パソコンとの接続設定を行い、パソコンから複合機またはプリンターに印刷出力ができ、複合機からパソコンにスキャン送信できるようにすること。

印刷及びスキヤンの設定

所属名	複合機	プリンター
環境事業課 (小町事務所)	課内 8 台のパソコンを複合機 2 機にそれぞれ接続設定すること (パソコン 1 台当たり 2 機の複合機に接続)。	庶務係 5 台のパソコンを共用レーザープリンター 1 台に接続設定すること。 料金係 3 台のパソコンを共用レーザープリンター 1 台に接続設定すること。 庶務係・料金係あわせて 8 台のパソコンをインクジェットプリンター 8 台に接続設定すること (パソコン 1 台当たり 1 台のプリンターに接続)。
管理課・業務課 (出島業務センター)	両課あわせて 8 台のパソコンを複合機 1 機に接続設定すること。	両課あわせて 8 台のパソコンを共用レーザープリンター 1 台に接続設定すること。 管理課 4 台のパソコンを共用インクジェットプリンター 1 台に接続設定すること。 管理課 1 台のパソコンを個別インクジェットプリンター 1 台に接続設定すること。 業務課 4 台のパソコンを個別インクジェットプリンター 4 台に接続設定すること (パソコン 1 台当たり 1 台のプリンターに接続)。
西部リサイクルプラザ 管理事務所	プラザ内 4 台のパソコンを複合機 1 機に接続設定すること。	プラザ内 4 台のパソコンを共用レーザープリンター 1 台に接続設定すること。 プラザ内 4 台のパソコンを共用インクジェットプリンター 2 台に接続設定すること (パソコン 1 台当たり 2 台のプリンターに接続)。
似島事業所	事業所内 1 台のパソコンを複合機 1 機に接続設定すること。	—

- (6) 設定等の実施日は発注者と協議し決定すること。
- (7) LAN ケーブルなど必要な部品については、受注者において用意すること。
- (8) 似島事業所までのフェリー代金は、受注者が負担すること。

6 保証期間等

- (1) 無償保証期間は、納入日から 1 年間とする。ただし、受注者又は製造者の責めに帰する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても、無償で修理又は良品との取替を行うものとする。
- (2) パソコンの補修用性能部品については、納入日から 3 年間の供給を保証すること。

7 検査

納入時には、本公社が指定する職員 (検査職員) の検査を受けること。

8 個人情報の保護

受注者は、納入に当たっての設定等において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱い特

記事項」を守らなければならない。

## 9 その他

- (1) 無償保証期間中の故障は、機器設置場所にて修理（持ち帰り修理も可）すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、または、定めのない事項については、担当者と協議することとし、協議後は、協議録を作成し提出すること。

以下の1、2の全てをまとめた状態を1式とする。なお、機器はすべて新品とする。

## 1 パソコン

項目	仕様
OS	Windows 11 pro 64bit
CPU	Intel Core i5-1235U 相当以上 又は AMD Ryzen 5 7530U 相当以上
メモリ	16GB 以上
ストレージ	① SSD 250GB 以上 ② SSD は取り外し可能であること。
キーボード	JIS 配列
ディスプレイ	①15 インチ以上 ②解像度 1,920×1,080 以上 ③照明等の反射を防止できること (ノングレア)。 ④輝度調整ができること。
光学ドライブ	不要 (内蔵されていても差し支えない)
インターフェース	①RJ45 を1ポート以上有していること。 ②USB (Type-A: マウス用等) ×2 以上のポートを有していること。本体に内蔵されたものが Type-C のみの場合は、Type-A の USB ポート×2 以上が利用可能なように USB ハブを付属させること。 ③HDMI ポート×1 を有していること。 ④コンボステレオヘッドフォン/マイクジャック×1 を有していること。
ソフトウェア	Microsoft Office Home & Business 2024 (永続版) インストールのうえ納品または納品時に受注者がインストールすること。
無線 LAN	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax
ウェブカメラ	機能を有すること。

## 2 付属品

上記1に付属するマニュアル類、電源アダプタ等

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

### (再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

### (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りではない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。